

# 自転車安全利用促進特別委員会記録

1 日 時 令和2年5月29日（金曜日）

開 会 午前 9時56分

閉 会 午前10時42分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 12人

委員長 鋪 田 博 紀

副委員長 松 井 桂 将

委 員 松 井 邦 人

// 金 谷 幸 則

// 高 田 真 理

// 島 隆 之

// 東 篤

// 橋 本 雅 雄

// 横 野 昭

// 小 西 直 樹

// 高 田 重 信

// 村 上 和 久

4 欠席委員 0人

## 5 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議会事務局長	浦野 弘司
議会事務局次長	福原 武
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主事	北山 栞

## 6 会議の概要

委員長 定刻前ですが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから自転車安全利用促進特別委員会を開会いたします。

まず、委員会記録の署名委員に、松井 邦人委員、金谷委員を指名いたします。

本日の協議事項は、富山市自転車安全・安心利用促進条例（案）についてであります。

本日は、本年度最初の委員会開催であることから、本条例（案）に対する共通理解を図るため、まず、これまでの検討過程について、事務局から説明させます。

議事調査課長代理 〔資料「富山市自転車安全・安心利用促進条例（案）の検討過程について」により説明〕

委員長 今ほど事務局から説明がありましたが、昨年度は厚生委員会において、所管部局である市民生活部との意見交換や参考人招致を行い、条例制定の可否も含め検討を進めてきたところであります。

しかしながら、児童・生徒等の自転車の利用に関する事など、厚生委員会の所管外にわたる事項も多くあること等を踏まえ、各派代表者会議での協議の結果、本特別委員会を設

置し、調査・研究を行うこととなったものであります。

なお、前回3月25日の本委員会において、条例制定に向けたスケジュール（案）をお示しし、次回以降の本委員会で協議を行う旨をお伝えしておりました。

このスケジュール（案）については、改めてお手元に配付してございますので御確認ください。

それでは、今回はスケジュール（案）の（1）にあります条例案の協議・調整を行う前段階として、条例案の課題などについて委員の皆さんと意見交換を行いたいと考えております。ここで、お手元に配付してあります富山市自転車安全・安心利用促進条例（案）新旧対照表及び富山市自転車安全・安心利用促進条例（案）に基づき、昨年度の検討過程において意見が一致しなかった事項や本条例（案）の特筆すべき点などを中心に、私のほうから改めて説明をしたいと存じます。

全体像としては、条例（案）のほうを見ていただければいいのですが、様々な議論、意見があって議論の過程で変わっていったということで、両方ともお出ししております。

まず、全体構造からいきますと、4章から成る条例案となっております。

第1章は総則ということで、第1条から第8条で規定してございます。第2章については、自転車の安全・安心な利用の促進に関する基本的施策について—これは第9条から第13条まで、そして第3章は、自転車損害賠償責任保険等の加入等について—第14条から第16条まで、第4章は、雑則として第17条の1条のみという構成となっております。

まず、総則ですけれども、目的としてはここに書いてありますとおり、第1条、この条例は、自転車の利用に関し基本理念を定め、市、自転車利用者、市民等、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全・安心な利用の促進に関する施策の基本となることを定めることにより、自転車の安全・安心な利用を促進することを目的とするということで規定してございます。

これに伴って、第2条では様々な用語等の定義をしてございます。

そして、第3条では基本理念を定めてございます。自転車の安全・安心な利用の促進は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識し、自転車の利用に係る交通事故を防止するとともに、当該交通事故に係る被害を軽減すること、並びに被害者を救済することを基

本として行われなければならないということで、第3条に基本理念が示されております。ここで、これは新旧対照表等にも記載がありますけれども、環境等についてのことなども当初は明記してありましたが、第1条から第3条までを議論した結果、基本的にはここに書いてあるとおり、目的と基本理念が定められた案になっているところであります。

それから、第3条は2項ございますけれども、第2項については、自転車の安全・安心な利用の促進は、市、自転車利用者、市民等、保護者、学校、事業者及び自動車等の運転者の相互の理解と連携の下に、協働して行われなければならないというふうに定めてございます。

それから、第4条以降はそれぞれの者等の役割について規定してあります。第4条は第1項、第2項で市の役割を規定しております。

それから、第5条では、自転車利用者の役割を規定しております。こちらも第1項、第2項ということで規定をしてございます。

第6条は市民等の役割、これも2項ございます。

第7条で事業者の役割ということの記載がございました。

それから、第8条では関係団体の役割という

ことで規定をしてございます。

この第8条までがそれぞれの者、市あるいは市民等の役割について規定をしてございます。次に、第2章でございます。

第2章については、自転車の安全・安心な利用の促進に関する基本的施策ということで、まず第9条は交通安全教育等について規定をしてございます。

この第9条のうち、まず第1項、保護者についてであります。保護者は基本理念についての理解を深め、その監護する者に対して、自転車の安全・安心な利用に関する教育及び指導を行わなければならないということで規定をしておりますが、ここに書いてあるとおり、厚生委員会では努力義務規定でいいのではないかという御意見がございまして、両論併記という形にさせていただいております。ですから、これは今後しっかり議論をしていかなければいけないというふうに考えています。

それから、第2項でありますけれども、学校の長—ここでいう学校は、ページを戻っていただきますと第2条に規定がございしますが、学校教育法第1条に規定する学校で、幼稚園を除くという形になっていることに御留意いただきたいと思えます。

学校の長は、基本理念についての理解を深め、

その児童、生徒及び学生に対して、その発達段階に応じた自転車の安全・安心な利用に関する教育及び指導に努めなければならない。この場合において、必要に応じて保護者や関係団体の協力を得られるよう努めるものとするということであります。

補足しておきますと、幼稚園や認定こども園や保育所等についてはどうなのかという議論がありましたけれども、これについては、第一義的に保護者がそれを担う中で、必要な情報提供等々、市の責務でやっていけばいいのではないかということで議論があったところでもあります。

それから、第10条ですけれども、自転車小売業者等の情報提供ということで、ここは自転車小売業、そして自転車貸付業者の情報提供の条項となっております。

それから、第11条ですけれども、ここも少し議論があったところだと思いますが、安全に資する器具等の利用ということで、自転車利用者は、車体の側面に反射器材を備える等、交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めなければならないということでもあります。

ここについては、反射器材について道路交通法等々に規定が書かれておりましたので、厚



生委員会の中では議論があったところだというふうに承知をしております。

次に、第12条が乗車用ヘルメットの着用促進ということで、この条例案の大きな特徴であります乗車用ヘルメットの着用に関する努力義務規定というふうになっております。

まず、第1項は、自転車利用者は、6歳未満の者を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

第2項、保護者は、その監護する中学生以下の者が自転車を運転するときには、乗車用ヘルメットその他の交通事故による被害の軽減に資する器具を使用させるよう努めなければならない。

第3項では、高齢者の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用できるよう、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全・安心な利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。

第4項、自転車小売業者は、自転車を販売するときには、自転車購入者に対し、乗車用ヘルメットの着用の普及に関する情報を提供するよう努めなければならない。

そして、第5項では市の努力義務規定として、

市は、乗車用ヘルメットの着用の普及を図るため、着用による交通事故の被害の軽減等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうになっております。

なお、第12条第1項の中で、6歳未満の者については、同様の解釈ができる規定が道路交通法にもあるという指摘が厚生委員会ではありましたけれども、保護者が幼児用座席に乗せるというところをイメージして、書きぶりとしてもう少し分かりやすくしたほうがいいのではないかという議論もあった中で、こういう表現に落ち着いたというふうに承知をしております。

また、第3項の高齢者の規定についても、高齢者に関わる人、家族を含めて、どんな形で安全に自転車を利用してもらうのかということの表現といえますか、役割については議論があったというふうに承知をしております。

次に、第13条、自転車の点検整備についてであります。ここについては、当初、防犯対策等も記載はされておりましたけれども、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策等の総合推進に関する法律一国の法律ですけれども一これに加えて、本市の自転車の放置の防止に関する条例や安全で安心なまちづ

くり推進条例に同様の規定がございましたので、これについては削除してあるところであります。

それから、第3章は、国の標準条例に基づいて章立てがされているところであります。

まず、第14条は、自転車損害賠償責任保険等の加入等について記載をしています。全部で4項から成る規定となっております。

それから、第15条については、この保険等の加入についての確認等について規定をしているものでございます。これは第1項から第5項まで規定がされております。

この第14条、第15条については、国の標準条例と同様の規定というふうに承知をしております。

それから、第16条で損害保険等の情報の提供ということで規定をされております。

ただ、第2項で標準条例と異なる箇所がございまして、標準条例では学校等の設置者の責務という形で記載がありますがけれども、本市の現在の条例案では学校の長という形で修正をかけて、現在のところ案としてまとまっているところであります。

そして、第4章雑則、第17条、これは委任等について規定があるものでございます。

議論があったところについて、ざっとかいつ

まんで御説明をさせていただきましたけれども、今ほどの私からの説明以外に、本条例案の調査・研究を行う上で課題となっていると考えられる事項等について、皆さんの御意見があればお聞かせいただき、今後の議論、調査・研究の際に参考としていきたいというふうに考えております。

どなたからでも結構ですので、御発言をお願いします。

村上委員

御苦労さまでございます。

これまでの議論は、今お話のあったとおりですが、発端—最初に自民党から条例案が示されて、その条例案を基にいろいろ修正を加えてきたということでもあります。そのことで、例えば途中で目的までもが変わってしまうということもありました。

ですから、我々はどういう自転車社会をつくりたいのかということをもまず決めないといけないのです。条例が先にあっては駄目です。まだまだ指摘事項はいっぱいあります。その指摘をする前に、どういう社会をつくりたいのかということが必要だというふうに思っています。

例えば、高齢者にヘルメットをかぶるように勧めなければいけないと。しかし、高齢の方

がヘルメットをかぶらなければいけないというのは、ここに書いてありましたか。

委員長 書いてありません。

村上委員 書いていないですよ。子どもの場合はいいですけれども、お年寄りに言うときに、どこにも書いていないことを、「かぶってくださいよ」と、これはおかしい話ではないですか。どこかに、みんなでヘルメットをかぶりましょう、あるいはお年寄りの方はかぶりましょうということがあって、それに従って、「かぶったらどうけ」ということを家族は言うべきだというふうに思います。

そうであれば、お年寄りはヘルメットをかぶるような自転車社会にしたいのだという基本の考えが必要です。あるいは、欧米のように、自転車に乗る者はみんなヘルメットをかぶるのが当たり前だというふうにしたいのか、大人はかぶらなくてもしょうがないと思うのか、その辺りの基本的なことを定めなければ、あるいは目指すところを決めなければこの議論をしていても面白くないなという気がします。ほかにもいっぱいあります。安全で安心して自転車を通行、走らせるためには、車の運転者の協力が絶対に必要であります。そのことが

目的からも途中で抜けてしまいましたので、そのことも含めて、どういう社会を目指すのかということは、まず最初に議論すべきことだというふうに思っています。  
以上です。

高田 重信委員 村上委員の言われることはもっともかもしれませんが、先ほどスケジュールの中で委員長から説明があったとおり、多くの会議を重ねながら、たたき台としての条例案が提出されて、特別委員会ではそれを基にこの条例を制定していくという一まちづくりだとか、そういった観点まで、この特別委員会で踏み込む必要は私はないと思っておりますし、今、条例案をまた読み返してみて、ある程度完成している中身であると感じております。  
一つ一つのことについて、目的のところをどうするかとか、これは委員会の中で今から皆さんと協議し、決定していけばいいことであると思っておりますので、これは今の原文というか案をたたき台としながら、意見交換をしていって条例を公布するということが大きな目的だと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

村上委員 今まで議論された御努力は認めないわけでは

ないのですが、委員外議員としていろいろ質問なり提案をいたしました。それが十分に厚生委員会では議論されていないと私は思っています。御意見として承りますで終わったものもありますし、質問の意図を十分に酌み取らないで結論づけられたものもあります。その後、議員協議会がありました。委員会で詰められなかったものを全体の協議会で詰めるわけにもいかず、特別委員会があるのであれば、そちらで話をしようというふうに思いまして今日に至っているわけであり。先ほど言いましたような作業をしないと、また、「これ、不整合だな、合わないよ」ということが出てきますので、もし高田 重信委員がおっしゃるような進め方をするのであれば、またそういうことが出てきても仕方がないということをお含みおきいただいて進めるしかないというふうに思います。もしそうだとすれば、指摘はいっぱいしていきます。これもおかしい、あれもおかしいと。なってまいります。

横野委員

村上委員の言うことも分からないでもないのですけれども、今現在の自転車条例の案については通勤通学、そういう方々を中心に物を考えていると。要するに、全てを網羅したも

のをつくりましょうというときは、おっしゃるとおり、自転車に対する富山市の取組の中で、どういう形が今ここで必要かということだと思っておりますが、どちらかというところ、こういった交通社会の中で自転車の位置づけが一番気になるところで、拙速にこれを決めて、この後一例えば、今おっしゃったような形のことが出てきたら、また条例を直せばいいと思います。

ともあれ、スタートしたものを補填する形で進むということとの違いはあると思いますが、子どもたちとか年寄りがヘルメットをかぶることの必要性はもちろん分かるのだけれども、今現在は通勤通学を主に物を考えて一自転車社会全てを考えていくという条例をつくらせると言われると、全くもって最初からの目的や方向性が変わってしまうのではないかなと。

今現在、この議論を進めていって、その後にもまた次のステップがあってもいいのではないかと私は思います。以上です。

高田 重信委員 だからこそ、この特別委員会がつくられたわけでありまして、その中で一つ一つ今、横野委員も言われたようなことを、自民党としては最初の検討のときに踏まえた中で条例を提案して、あくまでも安全・安心という言葉



葉遣いも変わってきていますが—そうしたことを踏まえ、全国的な例を見ていくと、子どもたちを守るというか、自転車を持っている親御さんに啓蒙していく、そういったことが全国的な流れであって、1つのこうした条例がスピード感を持って提言されてきていることがあります。

これらを踏まえて自民党として提案させていただき、多くの時間を割いてこれまで協議を重ねてきたのであって、そのことを踏まえて、早くこの条例というものをつくり上げて、市民の皆様方に安全・安心というものを伝えていくべきだというふうに重ねて申し上げたいと思います。

委員長

この特別委員会を立ち上げるに当たり、参加していない会派もあったことから特別委員会になったという経緯もございます。

厚生委員会等でこの素案について議論に参画されていなかった会派の皆さんから、何かほかに御意見はございますか。

〔発言する者なし〕

委員長

私のほうから、今ほど皆様方に問いかけさせていただいたのは一本特別委員会のそもそも

の設置の目的については、自転車の安全利用促進に関する条例制定に向けた調査・研究ということで、厚生委員会の所管外のことも調査・研究範囲となる、そしてまた、先ほど言いましたけれども、厚生委員会に参画していない会派、議員の皆さんからも広く議論に参加していただくということで、この特別委員会の設置に至ったわけであります。

その際に、繰り返しになりますが、条例制定に向けての課題を、今日この段階で、ある程度課題として考えておかなければいけない、これから議論を進める上で課題として考えておかなければいけないことについて、皆さんの御意見を頂戴したということであります。今ほど村上委員のほうから、目的がそもそも変わっていったりという御指摘もありました。それから、どういう社会をつくっていくのか、そもそも見えていないのではないかという御意見もございました。

委員長である私から提案したものを審査するという委員会ではなくて、当然、委員長、副委員長も互選によって選ばれている中で、皆さんで議論してよりよいものをつくっていくという形になるかと思えます。

そういう意味で、先ほど村上委員から指摘がありました、どういう姿を見ているのかとい

うことに関して言うと、私自身は、厚生委員会での議論等々を踏まえていくと、1つは国の示している標準条例などを基に、主に富山市が学校設置者となっております義務教育を受ける者、あるいは高校生についても厚生委員会で議論がありました。市町村境界をまたいでの通勤通学ということもございますが、その議論の中から一要は皆さんと議論する中で見えてくる社会、姿というものも当然あるかというふうに思いますので、課題については、委員会の議論を通じて、参加されている委員、そしてまた所属される会派の中で、あるべき姿というものをもう少しシャープに描けるように持っていけばいいのではないかなというふうには思っております。

これから指摘しますよというお話が村上委員からございましたけれども、そういった皆さんの共通のイメージをつくり上げるための意見については、どんどん提言していただければいいかと思っています。

村上委員

条例を早くつくるためには、どういう自転車社会をつくりたいかというものが最初にあったほうが結果的に早いですよ。それをつくることによって条例をどう決めていくかということになるわけですから、そのイメージがど

うして分かっていただけないのかなと思うのです。

これまでの失敗、いろいろと変遷を重ねたところの原点は、やっぱりどういう自転車社会をつくりたいのかということがなかったからですよ。だから目標も変わるわけです。高齢者は75歳、70歳、65歳なのかも決められない、大学生あるいは幼稚園、保育所をどうするのだということも決められない、どちらが正解か分からないと。

だから、何でこの条例案ありきなのか。目指すべき社会があって、それを実現するためにどういう条例をつくるべきかということでおのずと決まっていますので、どうしても条例ありきでやるのであれば、その指摘を繰り返していただくだけの話で一どちらの手法でもいいですが、結果として、最初にあるべき安全な自転車社会というものをイメージしたほうが早いというふうに私は思います。

どちらになっても指摘することは指摘してまいりますので、進めてください。

委員長

ほかに御意見はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長

今ほど頂いた意見、それから私のほうで、条例案の説明をしながら、厚生委員会の議論の中での課題を付け加えさせていただきました。こういった議論を通じて、皆さんがこの条例制定を通じて、目指すべき自転車利用社会について共通の認識をつくっていただけるように、これからも議論をしていきたいと思っております。

そこで、本日、皆さんから頂いた意見等々を基に、今後、条例制定施行までのスケジュール（案）について、改めて事務局に作成をさせ、お手元に配付をしております。

このスケジュール（案）については2種類あり、案1が本年12月定例会に議案を上程、案2が来年3月定例会に議案を上程することをそれぞれ想定したものであります。

なお、案1につきましては、本会議への議案の上程が早くなりますが、その分、条例案を最終決定するまでの時間が短く、特に参考人招致についてのスケジュールが非常にタイトとなります。

一方、案2は案1と比べ、多少時間的な余裕があり、児童・生徒等への周知期間を踏まえ、施行までの時間を長く取っていることが特徴として挙げられます。

今回お示ししましたスケジュール（案）を総

括して委員の皆さんの御意見をお聞かせいただきたいというふうに思っております。  
ただ、案2そのものも決して余裕があるスケジュールではございませんので、その点はお含みおきいただきたいというふうに思います。

横野委員

確かに、案1は非常に厳しいです。だから、案2でもいいのですが、来年の3月定例会に本当に上程できるかどうか。新型コロナウイルスの問題とかいろいろなことを考えて、それが難しい可能性も頭の中に置きながらも、一応原則的には案2を中心に進めるべきだと私は思います。

案1だと、確かに12月定例会で上程ということなのだけれども、結果的には条例施行日は令和3年7月1日を目指すということで期間を置くのであれば、無理に一案1よりも案2のほうで進めていって、その中で進捗状況を判断した上で、もし3月議会での上程が難しいとなれば、新しい議員が出てきた中で、再度検討し直すという手もあり得ると思うので、日程調整は非常に難しいけれども、その辺りはそういうふうに考えればいいのではないかと私は思います。

村上委員

例えば、案2では7月から10月に老人クラ

ブ連合会を参考人招致するということがあります。私が先ほど指摘したようなことを、この10月までに話を詰めるのか詰めないのか。ここで、私が言ったように「どこに書いてあるが、そんなもん」「書いてないがに何で俺が息子に言われんならんがや」と言われることも考えられますので、そうではなく、ちゃんとしたことを示さなければいけないと思います。

したがって、このスケジュールで行くとしても、討論というかアイデアを出すということが必要だというふうに思いますが、その辺のことも含めて、この委員会をいつするのかということは一7月まで記載がないのですけれども。

委員長

委員会の開催については、この中で必要に応じてやっていく必要があると。

村上委員の指摘のとおり、例えば参考人を呼ぶときは、今どういう課題を我々はクリアにしなければいけないかということがあって初めてこの方たちの御意見を聞こうということになりますので、当然その前後に委員会等々を開催して御意見を伺ったり、あるいは参考人に来ていただいた後に、またしっかり議論するというプロセスは必要になってくるとい

うことです。

高田 重信委員　ですから、私も先ほど冒頭に言いましたように、スピード感を持って、できれば今任期中に、遅くとも来年3月までには条例案を上程したいという思いもありますので、委員会につきましては、委員長、副委員長の判断で随時積極的に開いていただければありがたいなと思います。

村上委員　例えば、富山県自転車軽自動車商業協同組合ということで、自転車売るほうからすると、自転車というものは非常に使いやすく、利便性のいいものだ、これはどこかの自治体の条例の基本理念にも書いてあります。環境負荷という話もありましたが、非常に利便性のいいものだということになります。

一方で、ヘルメットをかぶるということは利便性をちょっと阻害するのですよ。皆さん、スポーツサイクルに乗るときはヘルメットをかぶっても、いわゆるママチャリでヘルメットをかぶるなどということはなかなか大変ですよ。

そういう利便性を損なうということも含めて基本理念というものを一この条例案には入っていないですが、通常は入れて、その辺りも



加味しながらやっていかないと、こんな便利なものなのに乗れなくなるということにもなりかねないので、先ほど言ったように、基本的なところは押さえていかないと。いろいろな質問が出てきたときに、「いや、それは」ということになってしまう心配もあります。

委員長           ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           今ほど御指摘のあったことを含めて、繰り返しになりますけれども、それぞれ解決していかなければいけない課題、あるいは今、ぼやっとしているけれども、目指す方向は、恐らく皆さん同じところを見ていらっしゃると思うのですが、具体的にどこまでフォーカスがしっかりと絞られているのかということは、それぞれまた各議員や会派で違いがあるかと思えます。

その少しぼやっとしている、自転車が利用されている社会について、もう少し皆さんでフォーカスをしっかりと当てられるように、そのためにどのような参考人の方を呼ぶのがいいのかということも含めて、また皆さんにも問いかけをしていき、先ほど言いましたけれ

ども、それを踏まえてもう1回、条例案にどういふふうに反映させていくのか。その過程を通じて、さらにフォーカスがしっかりと、はっきりしていくものというふうには考えております。

それでは、当委員会の進め方については、案2のとおり、今後進めていきたいというふうには思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、本委員会につきましては、今ほど決定いたしましたスケジュールに従い、次回以降、関係部局への意見聴取、参考人招致等を実施していくこととなります。

委員の皆様におかれましては、意見を聴取したい部局、また招致したい参考人について持ち帰って検討していただき、その候補について、お手元に配付しております別紙様式に記入し、6月8日（月曜日）の午後5時までに事務局まで提出をお願いしたいと思います。その内容を踏まえて、次回の本委員会について協議をしたいと思いますので、御承知おきください。

高田 重信委員

この特別委員会を開くときに、例えば1週間

前とか10日前に案内するということを決めておいてもらったほうが一今の新型コロナウイルスの話など、いろいろなことがあり、皆さんの都合も日程的にタイトになってくる可能性もあるので、できるだけ、せめて1週間前にはしっかり案内するということでしょうか。

横野委員

本庁の関係部局とは、意見交換を随時すべきだと思うのです。例えば、結果的に老人クラブ連合会などを参考人招致するという話になってくると、もちろん事前に委員会で協議をしないといけないのだけれども、まず手始めに、関係部局の意見聴取を早めにやるべきだと。それを進めた上で、途中途中で意見交換をしながら、次のステップはどうするかということを決めていけば、おのずと日程的に進められるのではないかなと。

6月議会が6月11日に開会しますから、例えば6月の第1週あるいは10日前後、議会が始まる前に1回、教育委員会や福祉保健部といった方々を呼んで意見交換ぐらいはしていかないと全然進んでいきませんよ。

それを考えたら、10日前にということよりも、先にこの分だけは早めに終わって、その後、次の進み方をどうするかということを決

めたほうが私はいいと思います。  
一応、意見です。

委員長

それでは、繰り返しになりますけれども、例えばこの部局についてもっと速やかに意見聴取をしたいとか、そういうことを含めて、最終締切りは6月8日といたしますけれども、運営について御意見があればまたお寄せいただきたいというふうに思います。

6月は定例会がございますので、各種会議の日程の合間ということになると、他部局、当局のほうの日程もどういうふうになってくるかまだ分かりませんが、今、横野委員のおっしゃったことなども踏まえて、次回の委員会日程について調整していきたいと思っております。

そこで、次回の開催日程については、正・副委員長で協議した上で改めて御案内したいと思います。

村上委員

せっかく閉められるところで申し訳ないのですが、これをぜひ皆さん買われたほうがいいと思います。「交通実務六法」を買って中身を勉強すると。

昨年度の研修会で、議会事務局長の話にもありましたが、交通安全教育指針ということも

もちろん書いてありまして、そこには幼児に対する交通安全教育というものがちゃんとあります。これを保護者だけにさせるというのはいかがなものかということは読めば分かります。

ほかにも、事務局長の説明以外で、道路交通法以外の交通安全に関することがいっぱい書いてあります。これを見ないで条例をつくるというのはいかがなものかと思しますので、ぜひ買っていただいて勉強するということをお勧めいたします。

委員長

ありがとうございます。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

それでは、これをもって本日の自転車安全利用促進特別委員会を閉会いたします。

令和2年5月29日  
自転車安全利用促進特別委員会記録署名

委員長 鋪田博紀

署名委員 松井邦人

署名委員 金谷幸則